

令和8年度 政策討論会 第1分科会(第4回)要点記録

- ・テーマ 男女共同参画、ジェンダーフリー社会の実現について
- ・日時 令和8年 8月 5日(水)
- ・場所 第1委員会室
- ・会議時間 10:00～11:30
- ・出席者 高比良 正明(座長)
藤原 豊和(副座長)
反甫 旭
南 加代子
井舎 英生
西田 武史
桑原 佳一
岸田 厚

＊座長、副座長以外は議席番号順

・決定事項

1. 各委員は次の2点を持ち帰り、次回に考えを持ち寄る。
 - (1) 条例第3条の基本理念(6項目)の市民周知を、どのような方法で図るか。
 - (2) 女性比率が低い特定の審議会をターゲットに挙げ、比率の達成そのものが難しい場合でも、女性の声・視点を届ける工夫(議題・資料の作成段階での反映など)を提言する。
2. 担当課へ照会中の未回答分は、回答が届き次第、委員に共有する。
3. 次回日程
令和8年 10月 6日(火)10:00～

・発言要旨(※各委員の発言要旨は、各委員から提出された内容を原文のまま掲載)

【高比良座長】

井舎委員より、以下指摘があり、説明した。

・女性比率が市目標である女性比率40～60%に達していない審議会を所管する各担当課に対して、質問状を送付したことについて、「分科会として行うべき要望であり、座長が自身の名において単独で行うべきでない」と指摘があった。前回、座長から調査する旨了解を得ており、それに基づいたものであって、送付した文章についても要望ではなく、質問である。

・男女比率でなく、発言内容が問題。まず、自身が参加している議会での低調な発言及び市民への説明責任を果たさない姿勢を問題視し、井舎委員とたかひらが出席している都市計画審議会において、同じく議員あて側で委員となっている女性の中岡委員の発言の少なさを問題視すべきであるが、そのような指摘を行うべきではないかと問いかけた。

・審議会の男女比率よりも、市民が有識者などの前で発言できない。私と井舎委員は、ともに都市計画審議会委員であり、昨年度の中岡委員が議員枠として参加していたにもかかわらず、発言がほぼなかったことを例示して、「議員でも発言できないのに、市民が発言するのはよりハードルが

高い」と言われているのは理解します。しかし、それについて、なぜ議会内で指摘がないのか？と問いました。

・審議会への女性参加は数字ではない。女性参加率は、市の、もっと言えば国際的な方向性であり、日本国国家としても内閣府男女共同参画局を設置して取り組んでいる最中である。それに反旗を翻すことは、反国家主義者との自白と受け止めるが、それを採用はできない。

西田委員から先進事例に沿ってはどうかとの発言、また岸田委員からは岸和田市男女共同参画推進条例第3条(基本理念)の6つにつき市民周知を図るべきとの発言があった。いずれも同意するが、先進事例として豊岡市では中貝市長が提唱した「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」に基づく市役所内に多様性推進・ジェンダーギャップ対策に関する検討委員会を置き、すべての政策にジェンダー視点を反映したり、市の審議会などの委員選考や、市が主催・共催するイベント等での登壇者の男女比率に配慮する政策は、内閣府でも注目されたが、中貝市政の急進的な政策(演劇のまちづくりやジェンダーギャップ解消戦略)に対して、市民への説明不足や対立を生んでいると真っ向から批判を展開した、関貫久仁郎(かんぬきくにお)市長が、次の選挙で5期目を目指した現職の中貝氏を破り初当選している。豊中市の男女共同参画センターすてっぷでも、議会からのバックラッシュで、先進的な催事・講座などの取り組みは姿を消したように、政治家がその首をかけてやり切れるのか、私たちも問われるが、各委員はそこまで信念をかけて取り組みますか？ 市民周知は、他市も含めて市民活動に参加し、助言もされている方は「岸和田だけでなく他の自治体でも、移住者、若者、女性の声を地域ボスが塞ぎ込んでいる」と言っており、それを打破すべく、私は特に旧市祭礼団体に対して、地域ボスの排除を求め、風通しの良い民主的運営を求めて、議会でも発言しているが、他の委員も同様に発言できますか？と問いかけた。井舎議員からは「豊岡市への視察」要望があったが、まずは出版されている書籍を読むよう伝えた。参考：

①第4期きしわだ男女共同参画推進プラン(改訂版) 2026年3月版

岸和田市男女共同参画推進条例第3条(基本理念)の6つを基本的な視点とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識(2)に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう見直されること。
- (3) 市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

これらの実現のために、市民、事業者、教育関係者との協働と連携を進めていきます。

②豊岡市関連書籍

なぜ豊岡は世界に注目されるのか(中貝宗治 著 / 集英社新書)

人口減少社会のジェンダー政策(共著 / 晃洋書房)

豊岡メソッド 人口減少を乗り越える本気の地域再生手法(大崎麻子・秋山基 著 / 日本経済新聞出版)

【藤原副座長】

・国が「男女いずれか一方が委員総数の4割を下回らない」という方向を示している。ただし数値目標だけを先に立てて機械的に合わせるのではなく、各審議会の事情を踏まえて段階的に進めるべき。

・全審議会を一律に扱うのではなく、特に女性の視点が必要で、現状の女性比率が極端に低い会議に絞ってターゲット化し、女性の参画・視点を増やす工夫を市に求めるのが有効ではないか。

【井舎委員】

1. 分科会において配布される資料には、資料作成者(組織名)年月日の記載を求めます。
2. 分科会座長から R8.7.24 に分科会の各委員へ届いたメール文は、分科会座長としてではなく個人的な考えや意見を、しかも個人名で複数の理事者課長らに対する強い要求等が述べられており、これは分科会座長としては大変不適切な文面メールである。
3. もしも、この座長のメール文が、分科会メンバーが知らぬ間に、理事者関係各課へ送付されていたなら分科会無視の大きな問題です。
4. 座長のメール文は、平成 28 年 4 月 18 日付けの「分科会への理事者等の招へいに際してのルール」における「○理事者に対して、分科会が要望を伝えたり、批判したりすることはしないものとする。」とのルールに反する文面であり問題であることを指摘します。
5. 座長は、警察署長、吉村知事、鎌田府警本部長の名前を分科会で発言する等は異常な言動である。また、分科会の討論とは関係のない個人的な言葉が多過ぎる。具体的には、天皇陛下を「なるちゃん」と表現し、宇野議員と維新の会との関係について暴言を吐く等、誠に不適切な言動である。
6. 私は、各種の審議会や委員会を数多く傍聴しているが、専門性を有する女性委員は、当然のこと積極的に発言されており人数の問題ではない。逆に「あて職」で参加している委員で事前に勉強していない男性・女性委員は、一切発言しない人もいる。
7. 審議会や委員会等の委員には、担当課より事前に沢山の資料が郵送等されて、事前の勉強に多くの時間を要するので、一般市民の女性には重荷になることが想像できる。
8. 市民公募の男性委員で若年者はほとんど皆無であり、大多数は 60 才以上の年配者が大半である。女性の応募者も同じような傾向と思われます。
9. 分科会のテーマ”男女共同参画・ジェンダーフリー社会”を正しく理解するのは、男女を問わず、一般市民には難しいことばであると想像します。

10. ”男女共同参画・ジェンダーフリー社会の実現”先進都市視察で、座長が例に出した兵庫県豊岡市へ”日帰り視察”に行きませんか？
11. 分科会の座長は、理事者へのヒアリングや質問など全ての事は、単独行動とせずに分科会の場で行い、分科会メンバーと情報共有してください、
12. 高比良座長には、分科会メンバーを無視した勝手な行動を止めて下さい。

【南委員】

●男女共同参画センターの役割について

新潟市の先進事例では、男女共同参画センターを中心に、定年前後の男性を対象としたグループワークが実施されている。高齢化が進む中、シニア世代が培ってきた知識・経験を持ち寄り、学び合い・情報交換を通じて、家庭生活や地域活動における男女共同参画を促進する取り組みである。男女共同参画という小さな単位でも、地域社会へのスムーズな移行を支える仕組みが重要であり、本市の男女共同参画センターでも同様の取組ができないか。

●審議会の女性割合について

本市の各審議会において女性割合を増やすことは、数字上は改善して見えるが、審議会の内容を十分に把握していないため、単純に割合だけで評価することは難しい。男女共同参画の本質は、数ではなく、一人の人として尊重されることであると考えます。

【西田委員】

各審議会の委員の定数に対する女性委員の割合、及び、選出にあたっての女性委員の選出の難しさを頂いた資料から考察されますが、私の思った事は、それぞれの団体及び役所の担当部署は男女共同参画の主旨は充分理解はし、出来るだけ平等の割合としたいと思っていても、現実的には元々の選出される委員の中でも女性の割合が低い事にも大きな要因を感じる為、全市民に対する男女共同参画の主旨を広げる活動が必要と考える。

【桑原委員】

審議会等への女性委員参画状況を、令和7年4月現在で東京都の24部局で見ると平均で47.4%であり、令和8年4月現在の本市33.8%と比較すると約14ポイントも高いことが分かります。例えば、広報物1つについても男女平等参画の視点に基づく「公的広報物ガイドライン」があります。担当部局だけでなく全庁的にあらゆる角度から広く男女平等参画の視点が反映されています。14ポイントも高い理由の1つに、全庁的な普段からの取り組みによるものがあると思われます。

【岸田委員】

男女共同参画センター(担当課)が持つ達成状況・未達理由等の情報を確認し、女性の審議員の少ない審議会の状況について確認した。男女共同参画推進条例の「基本理念」が市民にど

れだけ浸透しているか、担当課を中心に市として、市民、事業者、教育関係者に働き掛けを行っているのかが問われる。審議会における女性委員の割合が少ない委員会については、各委員が基本理念の視点があれば良いのだが、そのようになっていない。震災の時に避難所に女性の視点がなければ、避難所運営そのものが成り立たないなど、必ず女性の視点がいる。

【反甫委員】

今回の資料から確かに女性の審議会の委員が少ないことが確認できたが、あわせて委員を選ぶ際、団体などに依頼していることもわかった。その点からも数値目標だけを考えて選任することが目的となってしまうといけないと考える。